

平成26年度予算見積調書

課室名 危機管理課
 担当名 震災予防・復興支援担当
 内線 8141

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B7	減災に向けた自助と共助の推進事業			一般会計	総務費	防災費	消防防災費	震災予防のまちづくり事業費			
事業期間	平成26年度～平成28年度	根拠法令	災害対策基本法第8条 震災予防のまちづくり条例第2条、第22条		戦略項目	05	大規模災害への備え				
					分野施策	010502	震災に強いまちづくり				
1	事業の概要 首都直下地震の発生が懸念される中、県民の自助の取組を促進するとともに、自主防災組織の強化により共助の取組を促進し、災害時の被害の軽減を図る。 (1) 自助のモデル市町村事業 12,789千円 (2) 共助の担い手育成事業 16,938千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 自助のモデル市町村事業 12,789千円 イ 共助の担い手育成事業 16,938千円 (ア) 自主防災組織リーダー養成講座の開催 11,994千円 (イ) 自主防災組織リーダーによるリーダー養成促進事業 4,834千円 (ウ) 活発で優れた活動を行う自主防災組織への表彰 110千円 (2) 事業計画 ア 自助のモデル市町村事業（1市町村600万円×2市町村、補助率10/10） 家庭における①家具の固定化、②災害用伝言サービスの体験、③食料の備蓄という3つの取組を、県とモデル市町村が自主防災組織や事業者などと連携して推進する。 <自助のモデル事業実施計画> 26年度 27年度 28年度 A市、B市（重点地区の取組）→（全市への普及） C市、D市（重点地区の取組）→（全市への普及） イ 共助の担い手育成事業 (ア) 自主防災組織リーダー養成講座の開催（6月～11月、20回、受講者2,000人） (イ) 自主防災組織リーダーによるリーダー養成促進事業 ・フォローアップ研修（7月、2回、指導者100人養成） ・リーダーによるリーダー養成講座の実施（9月～） (ウ) 活発で優れた活動を行う自主防災組織への表彰（20団体） <リーダー養成計画> 26年度 27年度 28年度 県自主防リーダー養成（県5,000人） 2,000人 2,000人 1,000人 リーダーによるリーダー養成（市町村主体5,000人） 指導者100人養成 1,000人 2,000人 2,000人							
2	事業主体及び負担区分 （県10/10）										
3	地方財政措置の状況 なし										
4	事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2.0人=19,000千円										
要求額・審査額								一般財源	前年との対比	過去の予算額 （一般財源）	現計予算額
決	29,727							29,727	29,727		うち一財
要前	29,727 0							29,727 0	29,727		

【審査の考え方】

大規模災害時の被害軽減を図るため、県民の自助及び共助の取組をより一層促進する必要性を認め、要求額を措置した。

平成26年度予算見積調書

課室名 消防防災課
担当名 災害対策担当

内線 8185

単位：千円

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業				
B31	被災者支援事業費		一般会計	総務費	防災費	消防防災費	被災者支援事業費				
事業期間	平成26年度～	根拠法令	被災者生活再建支援法、災害救助法、災害対策基本法			戦略項目 分野施策	05 大規模災害への備え 010501 危機管理・防災体制の強化				
1 事業の概要 平成25年9月に県内で発生した竜巻災害における制度上の課題を契機に、被災者生活再建支援法、災害救助法で救済されない市町村や被災者に対し、県と県内全市町村との共同による相互扶助制度により支援を行う。 被災者支援事業費 105,600千円			5 事業説明 (1) 事業内容 平成25年9月に発生した竜巻災害における制度上の課題を契機に、被災者生活再建支援法、災害救助法では救済されない市町村や被災者に対し、県と県内全市町村との共同による相互扶助制度により支援を行う。 被災者支援事業 105,600千円(うち県負担分70,400千円、市町村負担分35,200千円) ・生活再建支援金 98,400千円(うち県負担分65,600千円、市町村負担分32,800千円) ・家賃給付金に対する支援金 7,200千円(うち県負担分 4,800千円、市町村負担分 2,400千円) (2) 事業計画 ・平成26年度以降、毎年度、県は当初予算で計上(105,600千円) うち、35,200千円は63市町村から受け入れ (3) 事業効果 ・被災者生活再建支援法の対象から漏れてしまった被災者を救済することができる。 (同一の自然災害であっても、被災者生活再建支援法が適用されない市町村における被災者、あるいは支援法が適用される市町村がない小規模な災害での被災者への救済が可能) ・特別な理由により民間賃貸住宅に入居された全壊世帯に対する支援を行うことができる。 (災害救助法では被災者に民間賃貸住宅を提供する場合を厳しく限定 →本制度により、通院や介護、子どもの学区変更等を考慮した被災者の生活実態に合った救済が可能) (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 ・県、市町村の相互扶助制度による被災市町村の負担軽減 ・住家の被害認定業務における人的支援など、職員の協力派遣制度を創設 →迅速な罹災証明の発行が可能となり、被災者の速やかな復興が可能 (5) その他 生活再建支援金について、県が特別交付税を受けるには、毎年度予算計上(一般財源)し、被災者へ直接支給することが要件となっている。								
2 事業主体及び負担区分 (県2/3、市町村1/3)											
3 地方財政措置の状況 特別交付税 特別交付税に関する省令第6条第1項第6号 (生活再建支援金の支給額の1/2)											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円											
要求額・審査額		諸収入					一般財源	前年との対比	過去の予算額 (一般財源)	現計予算額	
決	105,600	35,200					70,400	105,600			
要前	105,600 0	35,200					70,400 0	105,600		うち一財	

【審査の考え方】

災害時に被災者生活再建支援法、災害救助法で救済されない被災者の支援を図るため、市町村との共同による被災者支援制度の創設を認め、要求額を措置した。